



特集 2~7面  
平成22年度決算を  
お知らせします

### 復興を願い



石都々古和気神社例大祭は9月17日～18日に開催され、18日に開催された神輿パレードは多くの人で賑わいました。また、双里地区では以前から交流のある久之浜地区(いわき市)の皆さんを招き、震災からの復興を願い互いの絆を深めた例大祭となりました。  
【写真上】神輿パレードでは  
勇壮な練り合いが  
【写真下】久之浜地区の  
皆さんとともに



平成22年度

町の決算をお知らせします

平成22年度歳入歳出決算が9月29日から開かれた定例町議会  
会で認定されました。  
今回の特集ではこれらの概要についてお知らせします。

町の財政状況

平成22年度は、個人所得の落ち込み等により町税が減収となったほか、社会保障関係費の増加、建設事業費や雇用対策費の拡充など財政需要の増加により、厳しい財政運営となりましたが、町税、地方交付税等で当初の見通しを上回る財源を確保することができました。

また、行財政改革の着実な取り組み等により効率的な予算執行に努めたほか、財政調整基金の積立てや役場庁舎等建設基金の繰り戻しなど、中長期的な視点に立った財源の確保及び健全な財務体質の確立を目指してきました。

決算における主な財政指標は、「経常収支比率」が78・3%で、前年度と比較して5・1ポイント減少したほか、「町債残高」及び「債務負担行為額残高」は大幅に縮減し、また、

平成22年度歳入歳出決算額

歳入

111億3,456万円

歳出

103億7,799万円

「財政調整基金残高」が増加するなど全般的に改善することができました。

さらに、「実質公債費比率」も予測を上回り減少するなど、公債費負担の適正化に向けたこれまでの取り組み成果が着実に反映されてきています。

石川町の健全化判断比率・資金不足率

町では、平成22年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率を算定しました。

「実質公債費比率」は15・0%となり、町債元利償還金の減少などにより前年度に比べ2・9ポイント低下しました。

また、平成22年度末において、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模に占める割合を示す「将来負担比率」は、63・3%となっており、早期健全化基準を大幅に下回ったほか、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「資金不足比率」については、赤字額又は資金不足額がないため、指数が算定されないなど、いずれの比率も早期健全化基準及び財政再生基準を下回っています。

(単位：%)

| 区分       | 算定結果 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|------|---------|--------|
| 実質赤字比率   | —    | 15.0    | 20.0   |
| 連結実質赤字比率 | —    | 20.0    | 30.0   |
| 実質公債費比率  | 15.0 | 25.0    | 35.0   |
| 将来負担比率   | 63.3 | 350.0   | —      |
| 資金不足比率   | —    | 20.0    | —      |

\*実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字額が算定されていないため「—」で表示しています。また、資金不足比率においても資金不足を生じた公営企業（水道事業会計、簡易水道事業特別会計、宅地造成事業特別会計）がなかったため、「—」で表示しています。

## 会計別歳入歳出決算額

| 会計名  |         | 歳入決算額       | 歳出決算額       |
|------|---------|-------------|-------------|
| 一般会計 |         | 72億8,532万円  | 66億8,162万円  |
| 特別会計 | 国民健康保険  | 19億8,942万円  | 19億743万円    |
|      | 老人保健    | 461万円       | 461万円       |
|      | 後期高齢者医療 | 1億4,434万円   | 1億4,153万円   |
|      | 介護保険    | 12億7,276万円  | 12億6,694万円  |
|      | 母畑財産区   | 1,705万円     | 26万円        |
|      | 中谷財産区   | 776万円       | 17万円        |
|      | 土地開発事業  | 3,471万円     | 421万円       |
|      | 簡易水道事業  | 1億2,985万円   | 1億2,404万円   |
|      | 宅地造成事業  | 2億4,874万円   | 2億4,718万円   |
| 合計   |         | 111億3,456万円 | 103億7,799万円 |

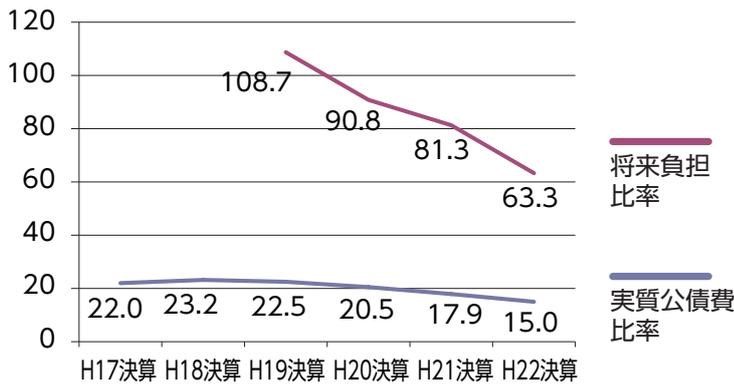
### 各会計の決算概要

平成22年度の一般会計及び各特別会計決算の総額は、歳入で111億3,456万円、歳出で103億7,799万円となり、財政調整積立金に編入した1億3,000万円と、翌年度へ繰り越すべき財源1億8,070万円を除き、4億4,587万円の決算収支とな

りました。  
なお、老人保険特別会計は、後期高齢者医療制度の創設による経過措置期間が平成22年度末で満了したため、今後一定期間について当該会計の債権債務を承継することとなる一般会計に対し黒字額を繰り出し、歳入歳出差引をゼロとして決算しています。

### 今後の見通し

「実質公債費比率」は、町債の元利償還金や石川地方生活環境施設組合が起こした地方債充当負担金、国営母畑総合農地開発事業など債務負担行為に基づく負担金等の縮減により、年々減少していく見通しとなっているほか、「将来負担比率」についても、町債残高や債務負担行為に基づく支出予定額等の減少により、遁減する傾向にあるものと考えています。



## 財政用語の解説

### 実質赤字比率

歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を、町の一般財源の標準的な規模を表す「標準財政規模」で除したものです。

### 連結実質赤字比率

町のすべての会計の赤字額と黒字額を合算することにより、町を一つの法人とみなした上で、歳出に対する歳入の資金不足額を、標準財政規模で除したものです。

### 実質公債費比率

一般会計の公債費や公債費に準じた経費の額（公営企業等他の会計の公債費への繰出金等）を、標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年の平均値です。

### 将来負担比率

町が発行した町債残高や契約等で将来の支払いを約束したものの（債務負担行為額）など決算年度末時点での将来負担額を、標準財政規模を基本とした額で除したものです。

### 資金不足比率

一般会計等における実質赤字に相当する公営企業会計の「資金不足額」を、公営企業の事業規模で除したものです。

# 歳入

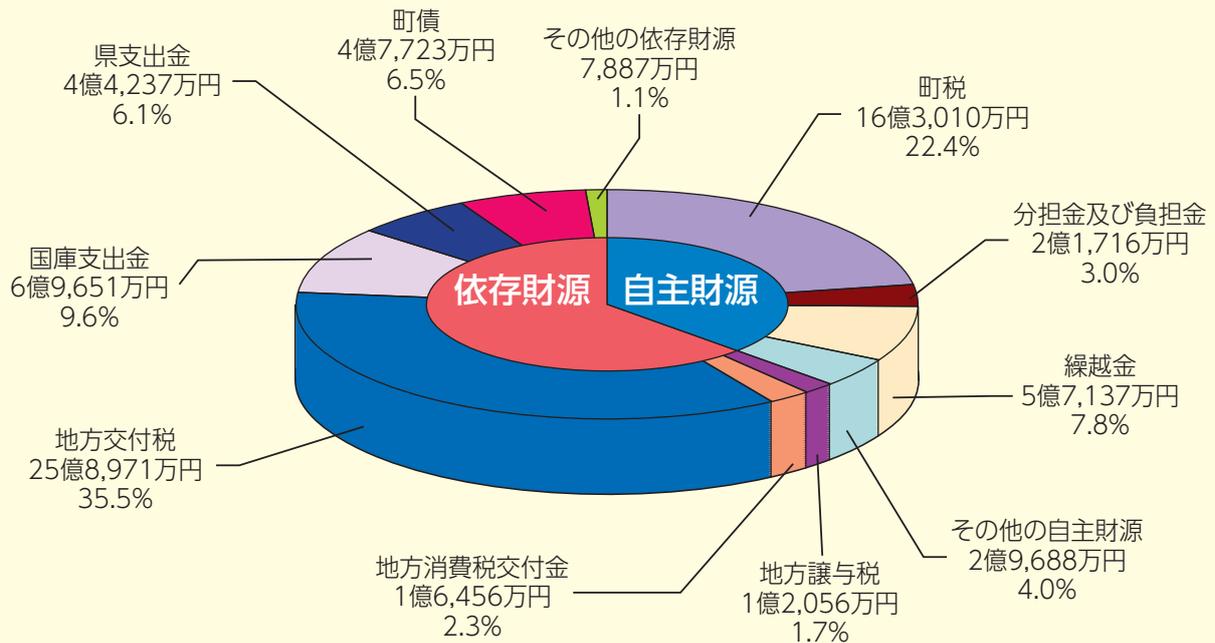
## 一般会計

一般会計決算額は、歳入で72億8,532万円、歳出で66億8,162万円となり、前年度と比較すると歳入、歳出ともに5.4%の増となっており、歳入歳出差引額は6億370万円、翌年度へ繰り越すべき財源等を除き2億9,300万円の剰余金が出たほか、前年度の剰余金を差し引いた単年度収支でも約5,150万円の黒字となりました。

## 町税決算額

| 税目    | 決算額        | 比率     |
|-------|------------|--------|
| 町民税   | 5億6,822万円  | 34.8%  |
| 固定資産税 | 9億582万円    | 55.6%  |
| 交付金   | 37万円       | 0.0%   |
| 軽自動車税 | 3,919万円    | 2.4%   |
| たばこ税  | 9,588万円    | 5.9%   |
| 入湯税   | 2,062万円    | 1.3%   |
| 合計    | 16億3,010万円 | 100.0% |

## 一般会計歳入決算の内訳



## 歳入の主な内容

町税では、法人町民税や固定資産税が前年度決算額を上回ったものの、所得の落ち込みなどにより個人町民税が対前年比12.7%減の4億8,249万円となるなど、全体では対前年比1.7%減の16億3,010万円となりました。

また、エコカー減税等の影響により、自動車重量税と税が対前年比26.9%減の8,508万円、自動車取得税交付金が対前年比36.8%減の2,277万円となったほか、ゴルフ場利用税交付金が15.4%減の2,040万円となりました。

一方、地方交付税では、普通交付税が前年度と比較して6,798万円増加するなど、特別交付税とあわせて対前年比4.1%増の25億8,971万円となりました。

また、国庫支出金は、安全・安心な学校づくり交付金や子ども手当負担金などの増加により対前年比9.4%増の6億9,651万円、県支出金では、福島県安心こども基金事業補助金などの増加により対前年比32.7%増の4億4,237万円となったほか、町債では、臨時財政対策債発行可能額が増額されたことなどにより対前年比48.4%増の4億7,723万円となりました。



# 歳出

## 歳出の主な内容

### 目的別

民生費が19億3,645万円、次いで総務費、教育費、公債費、衛生費の順となっており、民生費と衛生費をあわせた社会保障関係費では、構成比が37・8%となり、決算額のおおよそ4割を占めています。

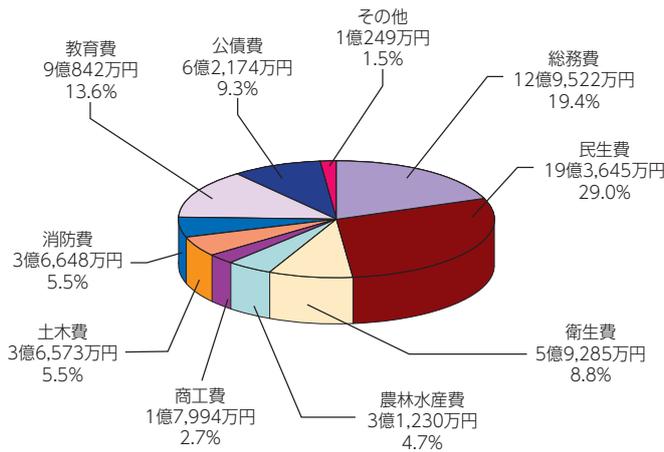
また、商工費や土木費については、国の経済対策に伴う臨時交付金事業が終了したこともあり、前年度決算額を下回りました。

### 性質別

人件費は職員数の減に伴い対前年比3・8%減の14億394万円、公債費では、町債残高の縮減により対前年比17・7%減の6億2,174万円となったほか、定額給付金給付事業など前年度実施した国の経済対策事業の影響などにより、物件費や補助費等のほか普通建設事業の単独事業についても、前年度決算額を下回りました。

一方、扶助費は、子ども手当制度の創設などにより対前年比40・3%増の6億4,000万円、普通建設事業の補助事業では、小中学校校舎等の耐震補強・大規模改造事業などの実施により前年度決算額の2倍を超える7億4,130万円、積立金では、役場庁舎等建設基金や財政調整基金の積立により、対前年比217%増の2億5,417万円となりました。

### 目的別で見た歳出

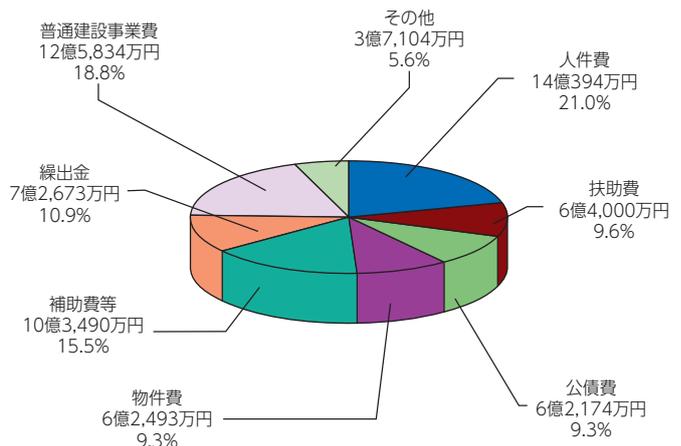


### 水道事業会計決算

| 水道事業会計 |    | 22年度決算    | 21年度決算    |
|--------|----|-----------|-----------|
| 収益的収支  | 収入 | 2億6,409万円 | 2億5,814万円 |
|        | 支出 | 1億8,870万円 | 1億8,016万円 |
| 資本的収支  | 収入 | 1,210万円   | 1,275万円   |
|        | 支出 | 4,061万円   | 8,623万円   |

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,851万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額161万円、当年度損益勘定留保資金2,690万円で補てんしました。

### 性質別で見た歳出



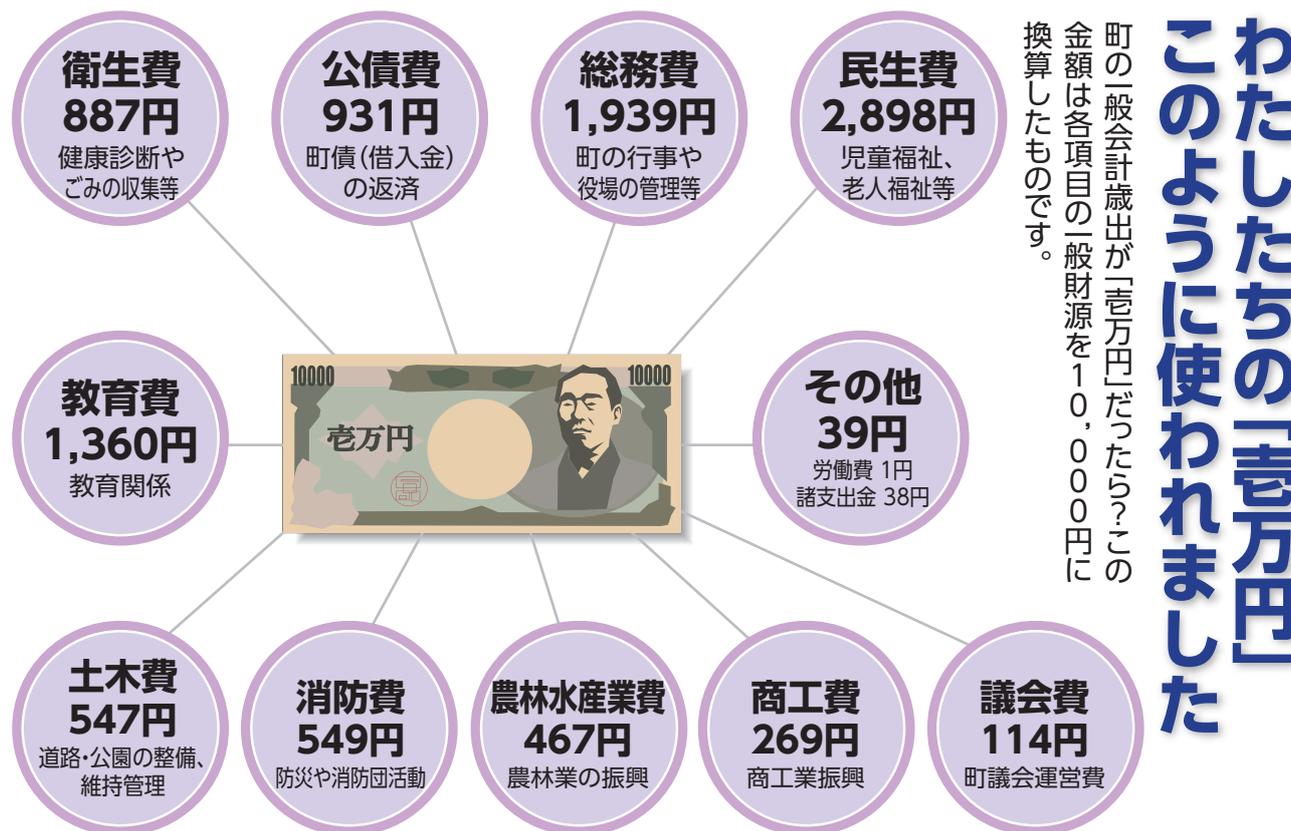
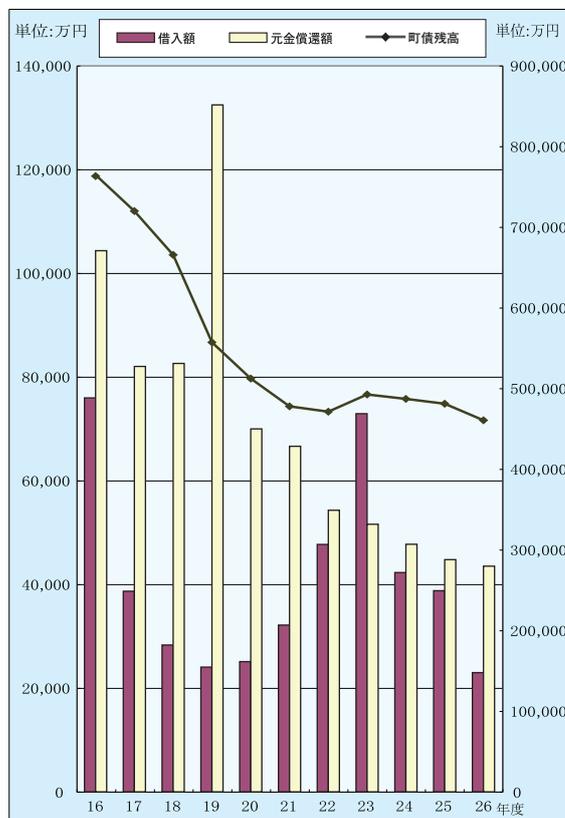
## 一般会計町債残高等の推移及び今後の推計

集中改革プランに沿った取組みにより、平成17年度以降は事業費に充当する町債の発行を極力抑制したほか、繰上償還を行ってきました。その結果、平成22年度末町債残高は47億1,420万円で平成16年度と比較して29億円程度減少しました。今後は災害復旧事業や第5次総合計画に沿った事業の実施により一時的な増加が見込まれますが、中長期的には、減少傾向が続いていくものと考えています。

(単位:万円)

| 年度 | 借入額    | 年度別償還額  |         | 町債残高    |
|----|--------|---------|---------|---------|
|    |        | 元利償還額   | 左のうち元金  |         |
| 16 | 75,990 | 124,157 | 104,386 | 763,532 |
| 17 | 38,700 | 99,418  | 82,060  | 720,172 |
| 18 | 28,320 | 98,308  | 82,642  | 665,850 |
| 19 | 24,057 | 145,545 | 132,504 | 557,403 |
| 20 | 25,118 | 80,389  | 70,010  | 512,511 |
| 21 | 32,167 | 75,585  | 66,660  | 478,018 |
| 22 | 47,723 | 62,174  | 54,321  | 471,420 |
| 23 | 72,944 | 58,963  | 51,618  | 492,746 |
| 24 | 42,300 | 55,193  | 47,760  | 487,286 |
| 25 | 38,800 | 51,994  | 44,793  | 481,293 |
| 26 | 23,000 | 50,501  | 43,536  | 460,757 |

平成22年度までは決算額。平成23年度以降は予定額。



# 石川町の家計簿

町の財政と家庭の家計では仕組みが異なりますが、一般会計歳入歳出決算額を1000分の1に縮小し、家計の収入支出額に例えてみました。

一般会計の歳入決算額 72億8,532万円 ⇒ 家計収入額 728万5千円

一般会計の歳出決算額 66億8,161万8千円 ⇒ 家計支出額 668万2千円

収入

(単位：千円)

支出

(単位：千円)

| 区分      | 町の歳入項目                                   | 金額<br>(増減)     | 構成比<br>(%) |
|---------|--|----------------|------------|
| 給料      | 町税                                       | 1,630<br>(△29) | 22.4       |
| パート収入   | 分担・負担金<br>使用・手数料                         | 279<br>(△8)    | 3.8        |
| 親からの仕送り | 地方交付税<br>地方譲与税<br>各種交付金<br>国庫支出金<br>県支出金 | 4,093<br>(221) | 56.3       |
| 不動産収入   | 財産収入                                     | 25<br>(4)      | 0.3        |
| 預金の引出し  | 繰入金                                      | 86<br>(12)     | 1.2        |
| その他の収入  | 寄附金<br>繰越金<br>諸収入                        | 695<br>(21)    | 9.5        |
| ローンの借入  | 町債                                       | 477<br>(155)   | 6.5        |
| 合計      |  | 7,285<br>(376) | 100.0      |

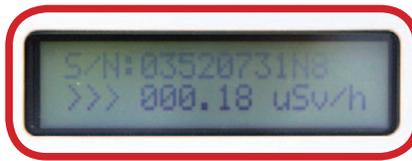
|        |              |                |   |
|--------|--------------|----------------|---|
| 預金残高   | 基金残高         | 1,401<br>(300) | — |
| うち普通預金 | うち財政<br>調整基金 | 364<br>(210)   | — |

| 区分                 | 町の歳出項目        | 金額<br>(増減)      | 構成比<br>(%) |
|--------------------|---------------|-----------------|------------|
| 食費                 | 人件費           | 1,404<br>(△55)  | 21.0       |
| 公共料金<br>生活雑費       | 物件費           | 625<br>(△88)    | 9.3        |
| 家・庭の手入れ、<br>車の修理   | 維持補修費         | 65<br>(△15)     | 1.0        |
| 医療費、<br>子どもの学費     | 扶助費           | 640<br>(184)    | 9.6        |
| 知人等への援助、<br>会費、交際費 | 補助費等          | 1,035<br>(△569) | 15.5       |
| 家の増改築、<br>家財道具の購入  | 普通建設<br>事業費   | 1,258<br>(610)  | 18.8       |
| 地震・大雨災害<br>等の応急処置  | 災害復旧費         | 0<br>(0)        | 0.0        |
| ローンの返済             | 公債費           | 622<br>(△134)   | 9.3        |
| 預金                 | 積立金           | 254<br>(174)    | 3.8        |
| 株式投資、<br>貸付金       | 投資・出資金<br>貸付金 | 52<br>(0)       | 0.8        |
| 子どもへの<br>仕送り       | 繰出金           | 727<br>(236)    | 10.9       |
| 合計                 |               | 6,682<br>(343)  | 100.0      |



|               |               |                |   |
|---------------|---------------|----------------|---|
| 借金残高          | 町債残高          | 4,714<br>(△66) | — |
| 借金残高に<br>係る利息 | 町債残高に<br>係る利息 | 460<br>(△19)   | — |

# 町内33か所にモニタリングポスト及びリアルタイム線量測定機器を設置しています



- ▲機器には測定結果が表示されています。
- ▶保健センターに設置されたリアルタイム線量測定機

文部科学省ホームページアドレス  
<http://www.mext.go.jp/>



国では、福島県内の学校や公園等に通信タイプの空間線量計を設置し、インターネット回線によりデータセンターを通して、リアルタイムで放射線量をモニタリングできるシステムを構築しています。町内の学校等では10月から設置が進められ、12月までに町内33か所にリアルタイム線量測定器またはモニタリングポストが設置されます。

なお、測定された放射線量の値は、システム構築後の12月頃から、文部科学省のホームページで公表されます。

## リアルタイム線量測定機器等の設置箇所 (☆はモニタリングポスト設置箇所)

| 設置箇所 |          | 設置箇所 |               | 設置箇所 |              |
|------|----------|------|---------------|------|--------------|
| 1    | 石川小学校    | 12   | 第一保育所         | 23   | 外楨保育所跡地      |
| 2    | 沢田小学校    | 13   | 第二保育所         | 24   | 東光寺(沢井)前広場   |
| 3    | 野木沢小学校   | 14   | 野木沢保育所        | 25   | 北山形集会所       |
| 4    | 母畑小学校    | 15   | 沢田児童館         | 26   | 中谷自治センター     |
| 5    | 中谷第一小学校  | 16   | 石川文化幼稚園       | 27   | 坂路公会堂        |
| 6    | 中谷第二小学校  | 17   | 県立石川高校        | 28   | にほんぶな        |
| 7    | 山形小学校    | 18   | 学法石川高校        | 29   | 母畑レークサイドセンター |
| 8    | 南山形小学校   | 19   | 桜ヶ丘学園         | 30   | 共生園脇         |
| 9    | 県立石川養護学校 | 20   | オルキス託児所       | 31   | 老人ホーム長生園 (☆) |
| 10   | 石川中学校    | 21   | ヤクルト石川センター保育所 | 32   | 山橋自治センター (☆) |
| 11   | 沢田中学校    | 22   | 保健センター        | 33   | 石川町役場 (☆)    |

## 母畑・石川温泉郷に宿泊すると1,000円分の利用券プレゼント!! 石川町「元気アップキャンペーン」

町では、原発事故の風評被害等で減少した温泉旅館・ホテル利用者の誘客と、町産品の販売向上の一助として「元気アップキャンペーン」を実施します。

対象期間に母畑・石川温泉郷に宿泊していただいたお客様(中学生以上)に、宿泊施設で使える1,000円分の「元気アップ温泉利用券」をプレゼントします。利用券はお土産、お食事、喫茶、宿泊料など様々な使い道があり、お得でうれしい企画となっています。この機会にぜひご利用ください。

**期間：11月1日(火)～平成24年1月31日(火)**

元気アップ  
温泉利用券  
【使い方】

- 旅館の宿泊費や飲食代に
- ゲームやカラオケ等旅館内施設のご利用に
- 忘年会・新年会に利用してプランをランクアップ
- 旅館内でお土産の購入に



**対象  
旅館**



| 温泉名   | 施設名       | 電話番号    | 住所        |
|-------|-----------|---------|-----------|
| 母畑温泉  | 母畑元湯      | 26-2057 | 母畑字樋田112  |
|       | 源苑        | 26-2535 | 母畑字樋田8    |
|       | ホテル下の湯    | 26-4101 | 母畑字湯前42   |
|       | 癒しの湯高蔵内源泉 | 26-5111 | 母畑字湯前32-1 |
|       | 八幡屋       | 26-3131 | 母畑字樋田75-1 |
| 猫啼温泉  | 井筒屋       | 26-1131 | 字猫啼22     |
|       | 西田屋       | 26-1012 | 字猫啼27     |
| 片倉温泉  | 薬王館       | 26-2206 | 字立ヶ岡178   |
| 塩ノ沢温泉 | しおや       | 26-6188 | 板橋字塩ノ沢98  |

● お問い合わせ先 石川町観光物産協会 ☎26-9113

# 農産物等の放射能測定を実施しています

町では、町内産農産物等の放射性物質の簡易測定を実施しています。  
検査を希望される方は、産業振興課まで農産物等をご持参ください。

- 検査対象物  
町内産農作物、農業の生産に係る資材等（肥料、土壌等）  
簡易測定用検査機器  
アロカメディカル社製 食品放射能測定システム  
NaIシンチレーション検出器  
MODEL CAN-OSP-NAI  
※精度の高い検査はゲルマニウム検出器による専門機関での測定が必要です。
- 検査料  
1検体 2,000円
- 検査結果  
検査にはおおむね3日程度要し、検査結果は、検体返却時にお渡しします。
- 検査上の注意点
  - ①1検体、1kg程度をビニール袋に入れてご持参願います。
  - ②農産物等は、外表面を食べる前の状態に洗ってきてください。
- お申し込み・お問い合わせ先  
産業振興課 農政係 ☎26-9126

- 分析結果について  
10月3日から10月19日までに米、しいたけ、じゃがいも、カボチャ、堆肥などを測定した結果、キノコ類、土、堆肥以外は未検出となりました。  
なお、検出された数値は、いずれも暫定基準値を下回っています。

※暫定基準値

|     |            |
|-----|------------|
| 食品  | 500ベクレル/kg |
| 飲料水 | 200ベクレル/kg |



## 石川町のお米は出荷出来ます

石川町の平成23年産米の放射性物質については、旧市町村区分ごとに予備調査5地点、本調査13地点で実施しました。

本調査の結果すべての箇所でも検出となり、石川町の米は出荷可能となりました。

《本調査の結果》

| 場所    | 採取日      | ヨウ素<br>131 | セシウム<br>134 | セシウム<br>137 |
|-------|----------|------------|-------------|-------------|
| 旧石川町  | H23.10.3 | 検出せず       | 検出せず        | 検出せず        |
| 旧石川町  | H23.10.3 | 検出せず       | 検出せず        | 検出せず        |
| 旧母畑村  | H23.10.3 | 検出せず       | 検出せず        | 検出せず        |
| 旧母畑村  | H23.10.3 | 検出せず       | 検出せず        | 検出せず        |
| 旧中谷村  | H23.10.3 | 検出せず       | 検出せず        | 検出せず        |
| 旧中谷村  | H23.10.3 | 検出せず       | 検出せず        | 検出せず        |
| 旧山橋村  | H23.10.3 | 検出せず       | 検出せず        | 検出せず        |
| 旧山橋村  | H23.10.3 | 検出せず       | 検出せず        | 検出せず        |
| 旧沢田村  | H23.10.3 | 検出せず       | 検出せず        | 検出せず        |
| 旧沢田村  | H23.10.3 | 検出せず       | 検出せず        | 検出せず        |
| 旧野木沢村 | H23.10.3 | 検出せず       | 検出せず        | 検出せず        |
| 旧野木沢村 | H23.10.3 | 検出せず       | 検出せず        | 検出せず        |
| 旧野木沢村 | H23.10.3 | 検出せず       | 検出せず        | 検出せず        |

## 放射能測定器を貸し出しています

町では、身の回りの放射線量の測定を希望される方に、石川町公民館、自治センター、保健センターで測定器の貸し出しを行っています。

貸し出しは町内に住所がある方に限りますので、運転免許証や保険証など住所を確認できる書類を提示してください。

また、線量低減化事業により各行政区にも1台ずつ測定器（クリアパルスA2700）が配備されました。

- 貸出器  
ポリマスター PM-1703M
- お問い合わせ先
 

|           |         |
|-----------|---------|
| 石川町公民館    | 26-2566 |
| 保健センター    | 26-8416 |
| 石川自治センター  | 26-1554 |
| 沢田自治センター  | 26-0696 |
| 野木沢自治センター | 26-4939 |
| 母畑自治センター  | 26-1593 |
| 中谷自治センター  | 26-1457 |
| 山橋自治センター  | 26-1065 |





町民の皆さんに職員給与と実態を正しく知っていただくために町職員の給与を公表します。なお、数値等は、平成23年「地方公務員給与実態調査」及び「地方公共団体定員管理調査」等を基にしています。

平成25年までに  
50人の削減

町長15%  
特別職10%を減額

町では行政改革大綱に基づき町職員の定員適正化を進めています。平成16年の200人から平成25年までの9年間で50人の職員削減を目指しています。

◆職員給与

町職員の給与は民間給与の調査に基づく県人事委員会の勧告及び国や他の地方公共団体などの均衡を考慮しつつ町議会の議決を経て条例で定めています。

◆職員数

平成23年4月1日現在の職員数は159人で、平成22年に比べ6人の減になっています。(臨時・嘱託職員除く)

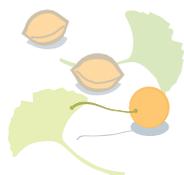
町では現在の財政状況を踏まえ給与などの抑制を行っています。

①特別職の給料の減額

(町長は給料月額15%相当分、副町長及び教育長は給料月額の10%相当分を減額)

※減額は6月と12月の期末手当よりそれぞれ6月分ずつ一括して減額しています。

②職員の時外勤務の抑制



1 人件費の状況 (平成22年度一般会計決算)

| 歳出総額(A)   | 人件費(B)    | 人件費率  |
|-----------|-----------|-------|
| 668,162万円 | 140,394万円 | 21.0% |

※人件費には、議会議員やその他非常勤特別職の報酬、町長・副町長などの特別職給与、職員給与及び退職手当組合負担金などが含まれます。

2 人件費の状況 (平成22年度一般会計決算)

| 職員数  | 給与費      |         |          |          | 一人当り給与 | 前年度一人当り給与 |
|------|----------|---------|----------|----------|--------|-----------|
|      | 給料       | 職員手当    | 期末・勤勉手当  | 計        |        |           |
| 142人 | 60,581万円 | 7,692万円 | 19,552万円 | 87,825万円 | 618万円  | 619万円     |

※職員手当(退職手当を除く)には、国政選挙等の手当を含みます。

3 平均年齢及び平均給料月額状況 (平成22年4月現在)

| 区分     | 平均年齢  | 平均給料月額   |
|--------|-------|----------|
| 一般行政職員 | 43歳7月 | 340,100円 |
| 技能労務職員 | 53歳8月 | 366,400円 |

4 初任給の状況 (23年4月1日現在)

| 区分    | 初任給 | 2年後の給料   |          |
|-------|-----|----------|----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 175,100円 | 187,200円 |
|       | 短大卒 | 155,400円 | 167,000円 |
|       | 高校卒 | 142,500円 | 151,000円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | 137,900円 | 145,800円 |

5 経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (23年4月1日現在)

| 区分    | 学歴  | 経験年数      | 経験年数      | 経験年数      |
|-------|-----|-----------|-----------|-----------|
|       |     | 10年~15年未満 | 15年~20年未満 | 20年~25年未満 |
| 一般行政職 | 大学卒 | 294,100円  | 328,800円  | 374,000円  |
|       | 短大卒 | 272,300円  | 323,600円  | 376,400円  |
|       | 高校卒 | 254,600円  | 303,400円  | 334,200円  |

6 特別職報酬等の状況 (削減後)

| 給料 | 給料(報酬)月額 |          | 期末手当(支給割合) |        |
|----|----------|----------|------------|--------|
|    | 町長       | 副町長      | 教育長        | 計      |
| 給料 | 町長       | 678,300円 | 6月期末       | 1.40月分 |
|    | 副町長      | 575,100円 | 12月期末      | 1.50月分 |
|    | 教育長      | 538,200円 | 計          | 2.90月分 |

## 7 職員手当の状況 (平成23年4月1日現在)

| 区分     | 町     |         | 国       |        |         |
|--------|-------|---------|---------|--------|---------|
|        | 期末手当  | 勤勉手当    | 期末手当    | 勤勉手当   |         |
| 期末勤勉手当 | 6月期   | 1.225月分 | 0.675月分 | 1.25月分 | 0.7月分   |
|        | 12月期  | 1.325月分 | 0.675月分 | 1.35月分 | 0.650月分 |
|        | 計     | 2.55月分  | 1.35月分  | 2.60月分 | 1.350月分 |
| 区分     | 町     |         | 国       |        |         |
|        | (支給率) | 自己都合    | 定年・勸奨   | 自己都合   | 定年・勸奨   |
| 退職手当   | 勤続20年 | 23.5月   | 30.55月  | 23.5月  | 30.55月  |
|        | 勤続25年 | 33.5月   | 41.34月  | 33.5月  | 41.34月  |
|        | 勤続35年 | 47.5月   | 59.28月  | 47.5月  | 59.28月  |
|        | 最高限度  | 59.28月  | 59.28月  | 59.28月 | 59.28月  |

※退職手当基本額に、職務の級等により調整額が加算される場合があります。  
 ※定年前早期退職者に対しては、勤続期間等により退職手当の基本額に加算される場合があります

|         |   |  |
|---------|---|--|
| 特殊勤務手当  | 感染症等防疫作業手当 1日につき290円                                    |  |
| 時間外勤務手当 | 正規の職員が勤務時間を越えて勤務したときに支給される手当<br>職員一人当たりの平均支給年額 125,623円 |  |
| 扶養手当    | 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養家族 6,500円                           |  |
| 住居手当    | 借家借間  | 月額9,500円を超える家賃を支払っている職員に対し100円から27,000円              |
| 通勤手当    | 交通機関等利用者  | 61,000円まで全額、61,000円を超えた場合、その超えた額の2分の1の額を61,000円に加えた額 |
|         | 交通用具利用者   | 通勤距離に応じて2,300円から45,800円                              |
| 管理職手当   | 課長の職にある職員<br>課長補佐の職にある職員                                | 給料月額×12/100<br>給料月額×6/100                            |

## 8 一般行政職の級別職員数 (平成23年4月1日現在)

| 区分     | 1級     | 2級  | 3級    | 4級           | 5級    | 6級   | 合計  |     |
|--------|--------|-----|-------|--------------|-------|------|-----|-----|
| 標準的な業務 | 主事補・主事 | 主事  | 係長・主査 | 主幹・課長補佐・主任主査 | 課長・主幹 | 課長   |     |     |
| 職員数(人) | 10     | 1   | 33    | 34           | 13    | 4    | 95  |     |
| 構成比(%) | 10.5   | 1.1 | 34.7  | 35.8         | 13.7  | 4.2  | 100 |     |
| 参考     | 前年度構成比 | 8.5 | 4.3   | 35.1         | 36.2  | 12.8 | 3.1 | 100 |

※一般行政職とは、税務職、医療技術職、看護・保健職、福祉職、公営企業職、技能労務職を除いた行政職員です。

## 9 職員数の状況 (総数)

| 部     | 一般行政部門 |          |        |          |          |          |        |        |        | 特別行政部門 | 一般会計 | 公営事業部門 |             |        | 計 |
|-------|--------|----------|--------|----------|----------|----------|--------|--------|--------|--------|------|--------|-------------|--------|---|
|       | 議<br>会 | 総務<br>企画 | 税<br>務 | 民生<br>衛生 | 商工<br>労働 | 農林<br>水産 | 土<br>木 | 小<br>計 | 教<br>育 |        |      | 水<br>道 | そ<br>の<br>他 | 小<br>計 |   |
| 平成23年 | 2      | 34       | 9      | 53       | 2        | 9        | 7      | 116    | 21     | 137    | 8    | 14     | 22          | 159    |   |
| 平成22年 | 2      | 32       | 9      | 58       | 2        | 9        | 7      | 119    | 23     | 142    | 8    | 15     | 23          | 165    |   |
| 差引    | 0      | 2        | 0      | △5       | 0        | 0        | 0      | △3     | △2     | △5     | 0    | △1     | △1          | △6     |   |

## 10 定員適正化計画の年次別進捗状況

|                      |             | 一般行政 |       | 特別行政(教育) |       | 公営事業等(水道等) |     | 計    |     |
|----------------------|-------------|------|-------|----------|-------|------------|-----|------|-----|
|                      |             | 職員数  | 増減数   | 職員数      | 増減数   | 職員数        | 増減数 | 職員数  | 増減数 |
| 第1次計画<br>(平成7年～16年)  | 平成6年(計画前年)  | 175  |       | 45       |       | 14         |     | 234  |     |
|                      | 平成16年度      | 135  | △40   | 43       | △2    | 22         | 8   | 200  | △34 |
|                      | 目標          |      |       |          |       |            |     | 208  |     |
|                      | 達成率         |      |       |          |       |            |     | 104% |     |
| 第2次計画<br>(平成16年～25年) | 平成16年度(基準年) | 135  |       | 43       |       | 22         |     | 200  |     |
|                      | 平成22年度      | 119  | △16   | 23       | △20   | 23         | 1   | 165  | △35 |
|                      | 平成23年度      | 116  | △19   | 21       | △22   | 22         | 0   | 159  | △41 |
|                      | 進捗率         |      | 86.3% |          | 91.6% |            | —   |      | 82% |
|                      | 平成25年度(目標年) | 113  | △22   | 19       | △24   | 18         | △4  | 150  | △50 |

# 一部損壊住宅の 修繕工事費を助成します

町では、東日本大震災により被災を受けた個人住宅の復旧を目的として、住宅の一部破損箇所の修繕工事を実施する人に対し、修繕費用の一部を助成します。



## 助成対象者

次の要件をすべて満たす人

- (1) 町内に住民登録をしている人
- (2) 住宅の所有者で現に居住していること。または、相続関係者かつ納税管理者であること。
- (3) 町税を滞納していないこと

## 助成対象住宅

次の要件をすべて満たす人

- (1) 東日本大震災で被災した住宅であること
- (2) 被災の程度が一部損壊と判定された住宅（門、塀、擁壁などの外構工事は除く）
- (3) 被災日（平成23年3月11日）に自己の居住の用に供していること
- (4) 違反建築でないこと



## 助成対象工事

次のすべてを満たす工事

- (1) 対象工事が被災者生活再建支援法に基づく支援または災害救助法に基づく住宅の応急修理の支援を受けていないこと。
- (2) 平成24年3月30日までに「工事完了報告書」が提出できること。ただし材料不足など特別の事由により、年度末の工事完了が困難な場合は相談してください。

## 助成金額

修繕工事費の3分の1に相当する額（千円未満に端数が生じた時は、その端数を切り捨てた額）とし、20万円を限度額とする。

## 申請に必要な書類

- (1) 東日本大震災による一部損壊住宅修繕工事費助成金交付申請書（第1号様式）
- (2) 申請者の住民票
- (3) 納税証明書
- (4) 住宅の所有権を証明できる文書（固定資産税の納入通知書など）
- (5) リ災証明書の写し
- (6) 修繕工事見積書の写し（対象工事の明細が確認できるもの）
- (7) 被災箇所が確認できる写真（住宅全体及び被災箇所の写真）（既に工事が完了し、写真がない場合は、相談してください。）
- (8) 申請者の預金通帳（持参）

申請者本人が町の保有する情報を利用することに同意した場合は省略することができます。



## 申請受付等

### 【申請書類等配付箇所】

申請書は都市建設課に備えてあります。または町ホームページでダウンロードできます。

### 【申請書等受付日時】

平成23年11月1日(火)～平成24年2月29日(水)  
(土曜日、日曜日、祝祭日を除きます。)

午前8時30分から午後5時15分

### 【申請書受付場所】都市建設課（役場分庁舎）

詳しくは都市建設課都市整備係にお問い合わせください。☎0247-26-9131

## 留意事項

(税務課からのお知らせ)

この助成金に該当する方で、すでに平成22年に遡って確定申告の雑損控除の申告をされた方は、助成金額を損害額から差し引くこととなりますので、申告の訂正が必要になります。

詳しくは須賀川税務署にお問い合わせください。

☎0248-75-2194

# 福島県議会議員

## 一般選挙投票日

11月20日(日)  
午前7時～午後7時

### 期日前投票

11月11日(金)～19日(土)  
時間：午前8時30分～午後8時  
場所：石川自治センター  
(南町旧水道事業所)



東日本大震災により延期となっていた福島県議会議員一般選挙が、11月20日(日)に行われます。

選挙は有権者が政治に参加する最大の機会であるとともに、国民の権利でもあり、責務でもあります。未来を切り開くのも皆さんの一票からです。棄権しないで投票しましょう。

#### 投票できる方

- 平成3年11月21日までに生まれた方で、石川町に引き続き3か月以上居住している方
- 平成23年8月9日までに転入届を出されている方で、引き続き居住している20歳以上の方
- 石川町の選挙人名簿に登録されている方で、県内の他市町村に転出された方

#### 期日前投票

仕事や旅行などの事情により当日投票できない方は、期日前投票ができます。

郵送された入場券を持参して、期日前投票所にお越しください。  
期間：11月11日(金)～11月19日(土)  
午前8時30分から午後8時まで  
場所：石川自治センター

(字南町36)

#### 不在者投票

- 長期に出張・滞在する方  
石川町に住民票のある方で、長期、出張等により町外に滞在する方は、不在者投票をすることができます。詳しくは、町選挙管理委員会までお早めにお問い合わせください。
- 入院中で投票所に行けない方  
病院や老人ホームに入院・入所している方は、その施設で不在者投票をすることができます。希望される方は、病院等施設の職員に申し出てください。

- 身体の不自由な方へ  
身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が一定の条件に該当している方、もしくは介護保険要介護5の認定を受けている方は「郵便投票制度」を受けられる場合もありますので町選挙管理委員会までお早めにお問い合わせください。

#### 転出後の投票は……

県内の他市町村へ転出された場合は、次の方法により投票することができます。

- 投票所で投票する方法
- 期日前投票所で投票する方法
- 転出先の市町村で不在者投票する方法

いずれの方法も、「引き続き住所を有する証明書」(無料)または「住民票の写し」(有料)が必要となります。「引き続き住所を有する証明書」は各市町村の窓口で発行されますので、お申し出ください。ただし、県内の他市町村へ転出後、さらに別の市町村へ転出された場合は投票できません。  
※県外へ転出された場合は、投票できません。

#### 投票済証明書

「仕事を休んで投票に来た」等の事情のある方で、投票済証明書を必要とする方は、投票管理者または町選挙管理委員会までお申し出ください。

- お問い合わせ先  
選挙管理委員会事務局

☎26-2111

にふれてみませんか？

# トパス”が完成！！



山橋まちづくり委員会では、「水  
生まれる里『やまはし』」を広く  
アピールし、地域を訪れる人に楽  
しく散策してもらおうとフットパ  
スづくりに取り組んでいます。  
フットパスとは、「ハイキング  
で歩く人のための道」「歩くこと  
を楽しむための道」のことを言い、  
歩くこと【foot】ができる小  
道【path】です。  
フットパスはイギリスが発祥地

で、イギリスではフットパスが国  
土を網の目のように縫い、国民が  
積極的に歩くことを楽しんでいます。  
最近、日本においてもそれぞれの  
特徴を生かした魅力的なフット  
パスが整備されています。  
フットパスは、ゆっくり歩くこ  
とで、乗り物では通り過ぎてしま  
うような道の途中にある自然、歴  
史、文化など、地域の魅力を感じ  
ることが出来ます。

同委員会では、板橋地内のフッ  
トパス完成を記念し、11月6日に  
開催される「山橋宝の里復活被災  
者交流イベント」で開通記念イベ  
ント「やまはしを歩こう」を開催  
します。  
みなさん、この機会に、紅に染  
まる木々をながめ、楽しく歩いて  
みてはいかがでしょうか。  
(丸数字は順路)

山橋まちづくり委員会



▲芝桜



▲羽入田のつつじ



▲あやめ園

ゆっくり歩いて地域内の自然や歴史

# 山橋地区に“フツ



山橋イメージキャラクター  
石ころ多くん

## 里山のこみち

(板橋フットパスマップ)



▲那須山を遠望できるビューポイント

フットパス完成記念  
「やまはしを歩こう」も開催

### 山橋宝の里復活 被災者交流イベント

日時：11月6日(日)  
午前10時～

場所：山橋自治センター

5月に震災で山橋地区に避難されていた方々が植えた米や野菜が成育し、一緒に収穫を祝います。

交流イベントでは、大なべ・餅つき大会(無料)や地元産農産物の販売などのほか、完成したフットパスの開通記念イベント「やまはしを歩こう」も開催されます。

#### 《イベント内容》

- ・大なべ大会(無料)
- ・餅つき大会(無料)
- ・やまはしを歩こう
- ・地元農産物販売
- ・地元産そば粉を使った手打ちそば
- ・手はた織り実演
- ・カラオケなど



★旅館しおや(宿泊・食事)

福島県地域づくり総合支援事業(サポート事業)補助金活用事業



▲記念碑



▲光渡寺

# 街

かど

# 探検隊



## 初戦を完封、2回戦は逆転勝ちで2勝 第5回市町村対抗県軟式野球大会

第5回市町村対抗県軟式野球大会は9月18日、県営あづま球場で行われました。

石川町チーム(鈴木優一監督)は、9月25日に行われた初戦の桑折町戦を、5対0とエース松下亮介さん(字下泉)が見事に完封。10月8日に行われた2回戦の二本松市戦では、同点で迎えた5回に会田亮さん(塩沢字割田作)が左中間に勝ち越しの二塁打を打ち5対3で勝利し3回戦に進出しました。

10月9日に行われた会津美里町戦では、両者一歩も譲らぬ投手戦となり0対0で特別ルールの特長戦に突入。8回に3点を奪われるもすぐに3点を返す粘りを見せましたが、9回に惜しくも離され5対6で惜敗しました。

石川町チームは年々力をつけてきており、来年の更なる活躍が期待されます。

## 秋空の下爽やかな汗を 母畑レークサイドセンターグラウンド・ゴルフ大会

第11回母畑レークサイドセンターグラウンド・ゴルフ大会は9月28日、母畑レークサイドセンターで開催されました。

愛好家の親睦とともに地域住民のスポーツレクリエーションの振興を目的に開催されたこの大会には石川郡内などから161人の愛好家が参加し、秋晴れの下爽やかな汗を流しました。

また、大会には震災により町内の旅館に避難していた広野町楽楽愛好会の皆さんも参加しました。避難当時は、毎週金曜日に母畑レークサイドセンターで町内の愛好家と一緒に練習しており、久しぶりの再会に胸を躍らせ一緒に競技を楽しみました。



## 20年間石川町のPRに寄与 第20回スターライトフェスティバル

スターライトフェスティバル実行委員会(青柳房夫実行委員長)が主催した第20回スターライトフェスティバルは9月30日~10月2日、母畑レークサイドセンターで開催されました。

フェスティバルでは、福島大学の中村泰久教授、国立天文台の渡部潤一教授などによる講演、アクアマリンによるナイトコンサート、ミッドナイトスターパーティーなどが行われました。

平成4年から開催してきたこのフェスティバルは、近県のみならず関西地方などからも来場し、県内外から毎年多数の天文ファンが訪れ石川町のPRに寄与してきましたが、今年20年を迎え最後の開催となりました。





取材します！身近に行われている楽しいイベントや明るい話題などを役場総務課までお寄せください。



高原榮征さん



大竹則幸さん



鈴木信教さん

## 新教育委員長に鈴木信教さん 同職務代理者に大竹則幸さんを 教育長に高原榮征さんを任命



10月1日に開かれた教育委員会定例会において、教育委員長に鈴木信教さん(母畑字七森)、同職務代理者に大竹則幸さん(中田字十文字)が選任されました。  
また、9月町議会定例会で教育委員に選任された高原榮征さん(宇境ノ内)が、10月1日付で教育長に再任されました。  
任期は、教育委員長及び同職務代理者が平成24年9月30日までの1年間、教育長は平成27年9月30日までの4年間です。

## 沼田典雄さんを 地域づくりアドバイザーに委嘱



沼田典雄さん

石川町地域づくりアドバイザー委嘱状交付式は10月11日、町長室で行われ、沼田典雄さん(福島市)を委嘱しました。

地域づくりアドバイザーは、地域づくりに関する専門的な立場から地域づくり全般の企画、運営への助言等を行うとともに、町の魅力を広く内外にPRします。

沼田さんは福島県水環境活動団体交流会世話人、ふくしまけん街道交流会代表世話人、NPOよつくらぶ(道の駅よつくら港)顧問、天栄村地域づくり大使、三島町地域づくりアドバイザーも務めています。

沼田さんの任期は、平成23年10月1日から平成26年3月31日までです。

## 山口国体に 鈴木里美さん、近内貴志さんが出場

第66回山口国体出場選手激励会は9月30日、町長室で行われました。

ライフル射撃競技(10月2日～4日広島県)には近内貴志さん(日大東北高3年)が、ハンドボール競技(10月7日～11日山口県周南市)には、鈴木里美さん(=写真)(宇北町)が出場し、鈴木さんは「県代表として頑張ります」と決意表明しました。

国体に出場した近内さんと鈴木さんは福島県代表として全国の舞台で健闘しました。



# HAPPY SMILE



鶴淵 さらちゃん (3歳) (左)  
 玖翔くん (5か月) (右)

「これからも2人仲良く  
 毎日笑顔でいてね♪」  
 パパ、ママより 字高田

- 「ハッピースマイル」では参加してくれるお子さん(3歳以下)を募集しています。気軽にお問い合わせください。石川町役場総務課 26-2111
- ハッピースマイルは電子メールでも受付しています。必要事項を記入し写真画像を添えお送りください。koho\_k@town.ishikawa.fukushima.jp



Q & A

青春  
 と真ん中



木村 瑛美さん(21歳) ●双里字白坂下

職業▶JAあぶくま石川で金融窓口を担当しています。

- Q 今、情熱を傾けて取り組んでいることは何ですか
- A 仕事です。3年目になり、責任感というものを感じようになりましたが、失敗を恐れず、何事にも積極的に挑戦していきたいです。
- Q 将来やってみたいことや夢を聞かせてください
- A 明るく笑顔のたえない家庭を築くことです。
- Q 将来どんな町になって欲しいですか
- A お年寄りの方も若い人もみんなで協力し合えるつながりのある町になって欲しいです。
- Q 最後に理想のタイプは
- A お父さん♡(笑) 優しく、笑顔が素敵な男性です。

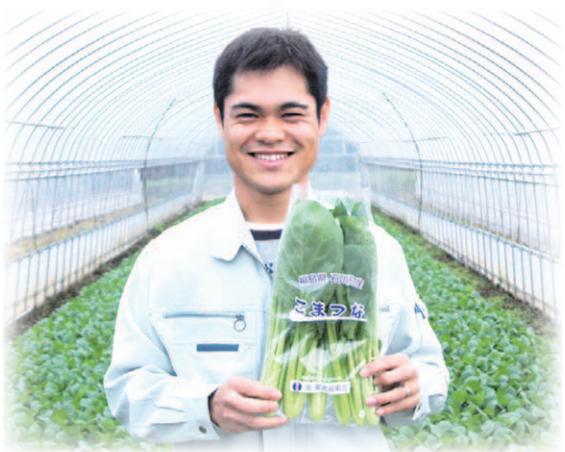


▶次回は、木村さんの紹介で有松慶祐さんです。



## (有)御光福園芸 吉田 隆さん

〒963-7827 新屋敷字鳥内20 ☎26-0183 ㊚26-0185  
http://seica.info/search/?00062695



(有)御光福園芸で専務取締役を務める吉田隆さんは、81棟のハウスでハウレンソウやコマツナを生産し県内外に出荷しています。

震災では原発事故の影響によりハウレンソウの出荷が制限され、毎日300kgのハウレンソウを廃棄しました。6月に出荷制限が解除されましたが、風評被害により首都圏に出荷できない状況が続きました。同社では、風評被害対策として自社基準を設け作物、空間、土壌の放射線量を独自で測定し、商品の安全性をアピールし続け、ようやく首都圏向けの出荷が再開されました。また、東京で開催される「地方銀行フードセレクション」や「福島復興祭」に参加し石川の野菜の安全性を積極的にPRしています。

「農業が衰退すれば町の活力がなくなる。地場産業の元気がなくなれば地域は発展しない。まずは、石川町は線量が低く安全だということを県外でPRし風評被害を払しょくしたい。また、福島のおいしい野菜をPRするとともに、就農する人が増えるようにビジネスとしての農業の魅力も伝えたい」と吉田さんは話します。

御光福園芸では、千葉大学などと連携しながら「ハウレンソウ生産システム」を開発し、低コストで栄養価が高く品質の良いハウレンソウの通年販売に取り組んでおり、吉田さんは、安全で高品質なハウレンソウ提供と風評被害の払しょくに頑張っています。

### 二人で元気に毎日を大切にしたい

**Q** お子さんは何人ですか  
**A** 子どもが1人、孫が2人になりました。  
**Q** 結婚されて50年、思い出を聞かせてください  
**A** 私たちは、昭和36年に結婚しました。結婚当初から農業で生計を立て当時は米、麦などを生産していました。昭和45年には、10人で加工トマト生産組合を設立し加工トマトの生産を始めました。農業普及所の先生に教えられながら生産し、1年目は予定収穫量の半分しか収穫できませんでしたが、徐々に軌道にのりピーク時には2ヘクタールを超える面積を作付けするまでになりました。しかし、昭和55年頃には連作の影響で生産できなくなり、昭和57年に果樹農家に転換しました。現在は農業に携わることはありませんが、振り返ると加工トマトや果樹など新しい作物の生産にチャレンジし、あつという間で充実した50年だった気がします。



氏名：高橋 勝雄さん (73歳)  
テル子さん (72歳)  
住所：新屋敷字新覚

**Q** 夫二人の思い出は、二人とも温泉が好きで、農閑期に磐梯熱海温泉や中ノ沢温泉に湯治にいったことが心に残っています。  
**A** 今後は、お互いが健康で暮らせるように体に気をつけて、毎日を大切に過ごしたいと思っています。  
**Q** お二人の楽しみは何ですか  
**A** 勝雄：植木の手入れです。  
テル子：新屋敷サロンでみんなと話したり運動したりすることが楽しみです。  
**Q** 石川町の一番好きなところを教えてください  
**A** 北須川・今出川の桜が好きです。  
**Q** 町政に望むことは何ですか  
**A** 藤沢工業用地に早く企業を誘致して、若者の働く場所を確保してほしいです。

# 故郷の歩みを学ぶ

# いしかわの歴史

## 5 奈良・平安時代の石川

645年6月の中大兄皇子(天智天皇)・中臣(藤原)鎌足らによる大化の改新は、蘇我氏らの中央豪族の打倒だけでなく、地方で土地と人民を支配していた国造をも、中央政府の強力な統制下におくことを目的にしています。そのため中国から導入した制度が律令制で、大宝元年(701年)に大宝律令ができました。律令国家は土地と人民を国

有にし、国家の組織を使って農民である人民に土地を与えたとともに、



▲殿内遺跡(新屋敷)の9世紀の竪穴住居跡

重い税を徴収しました。そのため、人々の生活は古墳時代と大差なく、住まいは竪穴住居でした。

全国に国が設置され、国の長官である守以下の国司は中央から派遣されました。国の下には郡が置かれ、それまでの国造を郡司に任命しました。郡の下には行政の末端組織である里(後に郷)がありました。現在の青森・岩手・宮城・福島県が陸奥国です。陸奥国白河郡は現在の石川郡を含む大きな郡でした。

和銅3年(710年)、都は大和から平城京(奈良)に移り、薬師寺や興福寺が移築・建立されました。天平15年(743年)10月には、聖武天皇が盧舎那大仏造立の詔を発しました。これが後に東大寺の大仏になります。この事業は仏教による国家の鎮護を願ったものでした。

平成11年、阿武隈高原道路の建設に伴い、玉川村小高の江平遺跡を発掘調査したところ、一枚の木簡(長方形の木札)が発見されました。聖武天皇の命令で、些万呂という人が

▲発見された木簡



最勝王経と大般若経を天平15年3月に読んだということが記されています。この場所は寺院であり、些万呂は郡司クラスの有力者と考えられます。奈良の朝廷の権力と仏教が、このような形で石川地方にも浸透していたのです。

『和名類聚抄』という書物によると、白河郡には17の郷があり、その中に「石川」があります。これが文献に現れた最初の石川です。『和名類聚抄』は10世紀前半の著作で9世紀(平安前期)の状況を記録したとされます。したがって、12世紀の人物である源(石川)有光が、故郷の河内国(大阪府)石川の地名を移したという説は単なる伝説に過ぎません。

### 町史学習会のお知らせ

11月6日から12月4日までの日曜日午前9時30分から開催。当日申し込み可能です。『石川町史』第3巻をご用意ください(町内書店にあります)。石川昭光の石川退去が中心になります。なお、今年で中世(戦国時代)は終了します。

## 石川桜めぐり

### 幸右衛門桜

北山字羽貫田

- ★樹種名 ヤマザクラ
- ★樹齢 不明(江戸中期)
- ★形状寸法 樹高 12m
- 胸高幹周 2.5m

#### ★特記事項

江戸中期、三森幸右衛門という人がいました。幸右衛門がこの地にさしかかった所、突然四方から狼が襲いかかってきました。とっさにこの桜の木に登り、フンドシに火を点け振り回し、狼を追い払い、命を守ることができたことから、この桜を「幸右衛門桜」と言うようになりました。

★見頃 4月中旬

# 食改さんの「ちょっとひと工夫！」

「アボカド春巻き揚げ」と  
「キャベツとベーコンのミルクスープ」

## 材料 (4人分)

アボカド……………1個  
レモン汁……………適量  
エビ……………8尾  
玉ねぎ……………1/2個  
春巻きの皮……………8枚  
塩・こしょう……………少々  
油……………適量  
～サルサ風ソース～  
トマトみじん切り……………小さじ1  
玉ねぎみじん切り……………小さじ1  
にんにくみじん切り……………小さじ1  
ピーマンみじん切り……………小さじ1  
A { タバスコ……………少々  
ケチャップ……………大さじ3  
レモン汁……………大さじ2



栗原 志枝さん(双里) (左)  
瀬谷 和子さん(中田) (右)

## 材料 (4人分)

キャベツ……………250g  
ベーコン……………100g  
油……………大さじ1  
スープの素……………大さじ2  
牛乳……………4カップ  
塩・こしょう……………各少々  
B { 片栗粉……………大さじ1  
水……………大さじ4



### ●食改さんのひと工夫！

アボカドは栄養が豊富でがん予防や高血圧予防、動脈硬化予防に役立ちます。

食物繊維も多く便秘予防にも効果的で、アボカド1/2個でご飯茶碗1杯分のエネルギーがあり、体力の弱りを回復する時におすすめです。サルサ風ソースは食欲増進にも繋がります。

ミルクスープの牛乳はカルシウムが豊富で、タンパク質やビタミンと一緒に摂ることで吸収がよくなります。疲れた体を元気にするメニューです。

### ●栄養士のひとこと

アボカドは森のバターと呼ばれる通り、果物には珍しく多くの脂肪分が含まれています。

この脂肪分は血液をサラサラにしたり、コレステロール値を下げたりする働きがあります。

ほかに、カリウム、ビタミン類、食物繊維なども多く含まれ、栄養価の高い果物です。牛乳はカルシウムが豊富で、女性に多い骨粗しょう症を予防する働きがあります。

### ●アボカド春巻き揚げの作り方

- ①アボカドは縦に2つに割り、種を除いて皮をむき縦にスライスする。レモン汁をふっておく。
- ②エビはさっと茹でて、殻と背ワタを取り除き塩・こしょうをしておく。
- ③玉ねぎは3mm幅にスライスする。
- ④春巻きの皮を広げたらうえに、①、②、③、①の順に重ね皮で包む。
- ⑤④を180℃の油で揚げる。表面がきつね色になったら出来上がり。
- ⑥サルサ風ソースを作る。  
ポウルにみじん切りにした野菜と、Aを混ぜ合わせてソースを作り、⑤の上からかける。

### ●キャベツとベーコンの ミルクスープの作り方

- ①キャベツはよく洗い、短冊に切る。
- ②ベーコンは1cm幅に切り、湯通しする。
- ③鍋に油を熱し、①、②を入れ軽く炒める。
- ④③にスープの素と牛乳を加え、煮立たないように弱火で煮て塩・こしょうで味を調える。
- ⑤④にBの水溶き片栗粉を流し入れとろみをつける。

地域のネットワークで

みんなが安心！元氣！！

みんなの「話・和・輪」

「転ばぬ先の住宅改修」

～年をとると住まいでの転倒が増える!?～

階段などでよろけたり、敷居の段差でつまづいたり。年齢を重ねると運動や感覚の機能が低下し日常生活のなかで様々な変化が生じてきます。

転倒による骨折や膝、腰の痛みによる身体の変化は、身体を動かすことへの怖さや面倒な気持ちを引き起こし、さらには筋力や体力の低下を招いてしまうのです。

「住まいを住宅改修すると…」

①事故の予防が出来ます！

段差をなくす、手すりをつける、滑りにくい床材を使用するなど環境を変えることで姿勢が安定し転ぶことを予防できます。

②自分で出来ることを増やせます！

「自分の力で移動することが面倒」、「手助けを頼むのはなんだか悪いな」という気持ちは活動する機会を減らし、さらに悪循環を起します。住宅を手直しすることで自分で出来ることが増えれば行動範囲が広がり自信に繋がります。

③介護者の介護負担が軽くなり、心の余裕が生まれます！

自分ひとりで出来ないとなると手助けする人「介護者」が必要です。しかし、移動しにくい住宅構造や人力に頼るばかりの介護は、身体も心も介護者に負担がかかってしまいます。介護のしやすさも考慮した住まいの改善や福祉用具の活用で介護者の心身の負担を軽くできます。

「要介護認定を受けている方」

要介護認定を受けている方は、一人につき上限20万円まで、かかった費用の1割を自己負担するだけで住宅改修が行えます。

「要介護認定を受けていない方」

要介護認定の対象外となったお年寄りが転倒等により要介護状態に陥ることを予防し、在宅生活の継続を図るために住宅改修費の一部を補助します。

①対象者

60歳以上のお年寄りや過去に当該補助を受けていない世帯

②補助額

住宅改修費に要する費用の10分の9以内で、9万円が限度

詳しくは保健福祉課高齢福祉係または地域包括支援センターまでご相談ください。

●相談・連絡先

保健福祉課 高齢福祉係

☎26-9124

地域包括支援センター

☎26-46006

◆地域福祉ネットワーク標語

「地域みんなて、気にかかけあい・見守りあい・声かけあって、誰もが安心して暮らせる地域づくりを」



# 募集

## 陸上自衛隊高等工科学校 生徒募集のお知らせ

15歳から17歳未満の男子が対象の採用試験です。入校と同時に、特別職国家公務員になり通信制の高等学校教育を受けながら将来、自衛隊の技術陸曹を養成する制度です。

### 一般採用試験

#### 受付期間

11月1日(火)～平成24年1月6日(金)

#### 1次試験

- ・日時 平成24年1月14日(土)
  - ・会場 白河市産業プラザ人材育成センター(旧白河市職業訓練センター)
  - ・科目 国・社・数・理・英・作文(500字)
- 2次試験は1次試験合格者のみに案内します。

### 推薦採用試験

#### 受付期間

11月1日(火)～12月16日(金)

#### 採用試験

平成24年1月7日(土)～1月9日(月)の指定する1日

●会場 陸上自衛隊高等工科学校(神奈川県横須賀市)

○口述試験、筆記試験、身体検査

※試験の詳細についてはお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部  
白河地域事務所  
☎024812410372



# 案内

## 平成24年度入札参加資格審査の追加申請を受け付けます

●石川町建設工事、測量、製造、物品購入(修繕)にかかると平成24年度入札参加資格審査の追加申請を受け付けます。

#### 受付期間

12月1日(木)～12月27日(火)まで(土日・祝日を除く)

#### 受付時間

午前9時～正午、午後1時～午後5時

#### 受付場所

地域づくり推進課 管理係(本庁舎2階)

●申請書類 県様式に準ずる(県ホームページよりダウンロードできます。)

※町内業者については、町に納めている全ての納税証明書を添付※建設工事申請については、経営規模等評価結果通知書の写しを添付

●申請方法 持参及び郵送(1部提出)

※申請書はA4個別ホルダーに綴じて提出のこと。

(郵送の場合は、80円切手を添付した定形長3封筒にあて先を記入のうえ同封してください。)

※12月27日(火)当日消印有効

#### 有効期間

平成24年4月1日から1年間

#### その他

内容は石川町のホームページにも掲載しています。

#### お問い合わせ先

地域づくり推進課 管理係  
☎2619115  
(〒96317893)

福島県石川郡石川町字下泉153-2

## 東日本大震災の被災労働者による労災補償請求について

社員、パートなどの従業員の方が仕事中心又は通勤途中に地震・津波に遭遇し、ケガまたは亡くなられた場合、ケガをされた方またはご遺族は、労災保険からの給付を受けることができます。詳しくはお近くの労働基準監督署または福島労働局にご相談ください。

署または福島労働局にご相談ください。

#### ご相談先

須賀川労働基準監督署  
☎024817513519

#### 福島労働局

☎0248153614605

## お子さんとお母さんのストレス対策！親子ふれあい教室のお知らせ

震災や原発事故による、お子さんやお母さんのストレス対策として、次のとおり教室を開催します。お子さんは手遊びや読み聞かせ等、お母さんは元気になるための交流会などを予定しています。個別相談もできます。ふるってご参加ください。

#### 対象

就学前のお子様とお母さん

#### 場所

●石川会場 石川町勤労青少年ホーム

●須賀川会場 福島県中保健福祉事務所(須賀川市)

#### 日程

●石川会場 11月29日(火)

●須賀川会場 11月9日(水)、24日(水)、12月16日(金)

#### 開催時間

午前10時～午前11時30分

(石川会場・須賀川会場とも共通)

#### 参加費

無料(申し込みは不要です)

●スタッフ 臨床心理士、保育士、保健師等

●お問い合わせ先 福島県中保健福祉事務所 障がい者支援チーム  
☎024817517811

町保健センター  
☎2618416

## 『福島県勢要覧』の販売のお知らせ

2012年版『福島県民手帳』、『福島県勢要覧』を販売します。購入を希望される方は代金を持参のうえ、地域づくり推進課までお越しください。

#### 販売物

●『福島県民手帳』1冊

●月間ダイアリー横野版(濃い緑色) 500円(税込)

●月間ダイアリーカレンダー版(黄緑色) 500円(税込)

『福島県勢要覧』

1冊 1,500円(税込)

●販売期間 11月1日(火)～11月30日(水)

※土、日、祝日を除きます。

※販売物が無くなり次第、販売終了となります。

●販売先・お問い合わせ先 地域づくり推進課 管理係

☎2619115



## 平成24年度町内認可保育所及び児童館入所児童募集

### ★対象児童及び定員

| 区分    | 施設名                                  | 定員   | 対象児童   |
|-------|--------------------------------------|------|--|
| 認可保育所 | 第一保育所（町立）<br>石川町字古舘143-1             | 120名 | 平成18年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた児童                                    |
| 認可保育所 | 第二保育所（町立）<br>石川町字松木下62-1             | 90名  | 平成18年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた児童、及び平成23年4月2日以降生まれた6ヵ月以上の乳児（乳児は定員6名） |
| 認可保育所 | 野木沢保育所（町立）<br>石川町大字曲木字燈籠場7           | 45名  | 平成18年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた児童                                    |
| 認可保育所 | 認定こども園<br>クローバー保育園（民間）<br>石川町字当町67-2 | 60名  | 平成18年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた児童、及び平成23年4月2日以降生まれた6ヵ月以上の乳児（乳児は定員3名） |
| 児童館   | 沢田児童館（町立）<br>石川町大字沢井字大池下77-1         | —    | 平成18年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた児童                                    |

1. 申し込みができるのは上記の対象児童であって、保護者等が就労等により家庭で保育することができない児童に限ります。保護者等が求職中の場合でも申し込みができますが、入所後一定期間内に就職が決定しない場合は、退所していただく場合もあります。
2. 募集の結果、定員を大幅に超えた場合等は、第一希望の保育所に入所できない場合があります。

### ★保育時間

| 施設名                | 保育時間（月曜日～金曜日）   | 保育時間（土曜日）       |
|--------------------|-----------------|-----------------|
| 第一保育所              | 午前7時15分～午後6時15分 | 午前7時15分～正午      |
| 第二保育所              | 午前7時15分～午後6時15分 | 午前7時15分～午後6時15分 |
| 野木沢保育所             | 午前8時00分～午後5時45分 | 午前8時00分～正午      |
| 認定こども園<br>クローバー保育園 | 午前7時00分～午後6時00分 | 午前7時00分～午後6時00分 |
| 沢田児童館              | 午前8時00分～午後4時00分 | 午前8時00分～正午      |

第一保育所及び第二保育所は通常保育終了後から午後6時45分まで30分の延長保育を行います。また、クローバー保育園も通常保育終了後から午後6時30分まで30分の延長保育を行います。（いずれも料金は別途）

### ★保育料について

保育料・児童館使用料は町の徴収条例・規則により決定します。

### ★申込受付期間

11月7日（月）～11月25日（金）

### ★お申し込み先

1. 保健福祉課児童福祉係及び各保育所・児童館にて申込用紙等の交付を受け、必要事項を記入の上、希望する各保育所・児童館へ直接申し込みください。
2. 現在保育所等に入所している児童で平成24年度以降も引き続き同一施設に入所を希望する場合は、申し込みの必要はありません。ただし、家庭状況調査書等の必要書類を提出していただくことになります。

※詳しくは、申込用紙等と一緒に交付される平成24年度保育所（児童館）入所案内をご覧ください。

保健福祉課児童福祉係 ☎26-0811

平成24年新年互礼会のお知らせ

平成24年の新春を皆様と一緒に祝うため、恒例の新年互礼会を開催します。参加を希望される方は次によりお申し込みください。なお、前回参加された方等については、今月末に別途ご案内します。

- 日時 平成24年1月4日(水) 午後4時開会
- 会場 ホテル松多屋
- 参加費 2,500円
- 申込方法 参加費を持参のうえ役場総務課へお申し込みください。
- 申込期間 11月15日(火)から12月14日(水)まで
- その他
  - ①申し込みの際「新春にあたってのひとこと(60字以内)」を記入願います。
  - ②準備の都合上、当日欠席の場合に参加費の返還はできませんので、ご了承ください。
- お問い合わせ先 総務課総務係 ☎26-12111

平成23年度石川町史学習会開催のお知らせ

- 期日・内容
- 第1回 11月6日(日) 戦国時代8
- 第2回 11月13日(日) 戦国時代9
- 第3回 11月20日(日) 戦国時代10
- 第4回 11月27日(日) 戦国時代11

●第5回 12月4日(日) 戦国時代12

●学習方法 町史第三巻資料編1 考古・古代・中世の古代・中世に収録した資料の一部を一点ごとに講読します。テキストは町史第三巻資料編1を各自用意してください(お持ちでない方は町内各書店・町史編纂室で購入願います)。

- 講師 小豆畑 毅
- (石川町教育委員会町史編纂室)
- 場所 石川町公民館
- 時間 午前9時30分～ 午前11時30分
- 費用 無料
- 申込み方法 町史編纂室に電話またはFAXで申し込んでください。当日の申し込みも受け付けます。
- お申し込み・お問い合わせ先 町史編纂室 ☎26-19138

平成24年版農業白誌「ファミリ」日誌及び新農家暦予約受付中

農業白誌

「日記欄」「収支欄」「経営記録欄」の三つからなり、その日の日記を作業記録とともに記入できます。また、一月に1回集計を記入すれば、1年後にはその年の収支が計算でき、青色申告の基礎となることもできます。

●B6判600頁(予定)

●定価 1,470円

ファミリ日誌 1日の日記欄にたっぷりその日のことが記入できます。1日の終わり、その日を振り返りながら短い日記をまとめて書きましょう。一尾の思いを書くか、「農業の記録」とするか、自由に決めることができます。

- B5判340頁(予定)
- 定価 1,470円
- (新農家暦)
- 1年の備忘録として最適。「12か月暦」「農作業暦」「生活便利メモ」や「健康情報」など農作業に役立つ基本情報や日常生活に役立つ情報が満載です。
- A5判並製88頁
- 定価 490円
- 申込期限 11月24日(木)
- 予約申込先・お問い合わせ先 産業振興課 農政係 ☎26-19126



暮らしの家

平成23年秋季 全国火災予防運動

11月9日(水)～11月15日(火)

『平成23年度全国統一防火標語』  
『消したはず 決めつけないで もう一度』

★家庭内の火災をいち早くキャッチし、警報ブザーや音声によって知らせてくれる装置が住宅用火災警報器です★

◎設置場所は寝室・階段です(寝室及び寝室がある階の階段に設置義務。台所は火災予防上設置をすすめています)

◎効果は絶大(欧米では普及率が90%を超え、住宅火災での死者数が約半分に減少。日本でも設置による奏功事例が多く報告されています。)

◎安心の「NS」マークを! (購入する際は、技術規格に合格した証「NSマーク」表示を購入の目安とし、お近くの電気店やホームセンターでお買い求めください)一人ひとりが安心して暮らせる町づくりを実現するために、住宅用火災警報器の早期設置をお願いします。

3つの習慣・4つの対策

- 寝たばこは 絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

★消火器の有料回収について★  
一般家庭の老朽化消火器の有料回収、無料点検を次のとおり実施します。

- 日時 11月13日(日) 午前9時～正午
- 場所 石川消防署
- 回収料 1本1,000円
- 万が一の時、安全・確実に使用するため、この機会にぜひ点検を受けてください。また、古くなり腐食がある消火器は破裂する可能性があります。早めの廃棄・回収をお願いします。
- お問い合わせ先 石川消防署 ☎26-13161



## 平成23年度住民税及び固定資産税の減免制度のお知らせ

石川町では、東日本大震災に伴い住宅、家財に著しい損害を受けたことによる住民税、固定資産税の減免を次の基準により実施しています。

### 《東日本大震災関係 住民税、固定資産税・減免基準》

| 住 民 税                                |   | 事 由    |          | 減免の割合 |
|--------------------------------------|---|--------|----------|-------|
| 人<br>的<br>被<br>害                     | 死亡したとき。   |        |          | 全部    |
|                                      | 行方不明となったとき  |        |          | 全額保留  |
|                                      | 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けることとなったとき                 |        |          | 全部    |
|                                      | 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第9号に規定する障害者となったとき               |        |          | 90%   |
| 住<br>宅<br>と<br>家<br>財<br>の<br>被<br>害 | 本人かその扶養者の所有で損害額は保険金等の補てん金額等を控除後の額で判定                      |        |          |       |
|                                      | 損害の程度が30%以上50%未満<br>(居宅部分の損害の程度が20%以上50%)                 | 合計所得金額 | 500万円以下  | 50%   |
|                                      |   |        | 750万円以下  | 25%   |
|                                      |   |        | 1000万円以下 | 12.5% |
|                                      | 損害の程度が50%以上   | 合計所得金額 | 500万円以下  | 全部    |
|                                      |   |        | 750万円以下  | 50%   |
| 1000万円以下                             |   |        | 12.5%    |       |
| 固 定 資 産                              | 損害の程度 (一棟、一筆、一品で算定)                                       |        | 減免の割合    |       |
| 土<br>地                               | 被害面積が当該土地の面積の80%以上  |        | 全部       |       |
|                                      | 被害面積が当該土地の面積の60%以上80%未満                                   |        | 80%      |       |
|                                      | 被害面積が当該土地の面積の40%以上60%未満                                   |        | 60%      |       |
|                                      | 被害面積が当該土地の面積の20%以上40%未満                                   |        | 40%      |       |
| 家<br>屋                               | 全壊 (り災証明の判定が全壊)   |        | 全部       |       |
|                                      | 大規模半壊 (り災証明の判定が大規模半壊)                                     |        | 60%      |       |
|                                      | 半壊 (り災証明の判定が半壊)   |        | 40%      |       |
| 償<br>却<br>資<br>産                     | 全滅、流失、埋没等により資産の原形をとどめないとき、又は修理不能のとき                       |        | 全部       |       |
|                                      | 主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該資産の価格の60%の価値を減じたとき           |        | 80%      |       |
|                                      | 使用目的を著しく損じ、修理又は部品の取替を必要とする場合で、当該資産の価格の40%以上60%未満の価値を減じたとき |        | 60%      |       |
|                                      | 使用目的を損じ、修理又は部品の取替を必要とする場合で、当該資産の価格の20%以上40%未満の価値を減じたとき    |        | 40%      |       |

減免申請に必要な書類 1) 被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの(住民税) 2) 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用などの分かるもの(住民税) 3) 被害を受けたことにより受取る支援金・保険金等の金額が分かるもの(住民税) 4) り災証明書(固定資産税) 6) その他(減免を受ける場合には、その減免の種類により提出する書類等が増える場合があります)

備考：1.原則として未申告者については、適用されません。

2.詳しくは税務課にお問い合わせいただくか、石川町役場ホームページ税務課サイトをご覧ください。

●お問い合わせ

税務課収納係 ☎26-9117



### 指名手配被疑者の 発見にご協力を

平成23年8月末現在、全国の警察から指名手配されている者は、警察庁指定特別手配被疑者として地下鉄サリン事件などで特別手配している次の3人を含め、約970人にのぼっています。

オウム真理教関係被疑者

平田 信(46歳)

高橋 克也(53歳)

菊地 直子(39歳)

これらの被疑者は、殺人、強盗等の凶悪事件、暴行、傷害等の粗暴事件、窃盗事件、詐欺、横領等の知能犯事件などに関して手配されており、再び犯行を行うおそれがあります。

警察では、特に重大な犯罪の被疑者を選定した上で、11月中旬に全国警察の総力を挙げて追跡捜査を行うこととし、これら被疑者の早期検挙に取り組んでいます。この指名手配被疑者の発見に向けた捜査活動には、国民の皆さんのご協力が是非とも必要です。指名手配被疑者によく似た人を見掛けたといった情報など、どんなわずかなご情報も結構ですので、警察に通報をお願いします。

●連絡先

石川警察署または各駐在所へ

☎26-12191

## 相談



### 全国一斉「女性の人權ホットライン」強化週間実施のお知らせ

法務省人權擁護局と全国人權擁護委員連合会は、11月14日から20日までの7日間、全国一斉「女性の人權ホットライン」強化週間として、夫・パートナーからの暴力やセクハラ、ストーカーなど女性の抱える人權問題について、電話相談を実施します。

相談には、人權擁護委員及び法務局職員が応じ、秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。なお、強化週間の期間以外の日(土・日・祝日を除く。)においても、午前8時30分から午後5時15分まで相談に応じていますので、ご利用ください。

●強化週間

■期間 11月14日(月)～20日(日)

■時間 午前8時30分～午後7時

※11月19日(土)・11月20日(日)は午前10時～午後5時

■電話番号

0570-1070-1810

(全国共通ナビダイヤル)

●お問い合わせ先

福島地方法務局人權擁護課

☎024-1534-11994

### 特設人權相談所を開設します

石川町の人権擁護委員が特設相談所を開設します。困りごとや悩みごとなどお気軽にご相談ください。また、人權擁護委員は、特設相談所開設日以外でも、皆さんの人權擁護のために活動しています。人權侵害などの人權問題で悩んだ場合は、各地区の人権擁護委員または、法務局にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

●日時

12月6日(火)

午後1時30分～4時

●場所

石川町公民館(高田)

●地区の担当委員

石川地区：丹内 春夫

☎26-15512

沢田地区：郷 信子

☎26-10652

山橋地区：須藤 洋子

☎26-13658

中谷地区：阿部 文子

☎26-15889

母畑地区：福田 徳一

☎26-16481

野木沢地区：鈴木 紘一

☎26-14044

●お問い合わせ先

町民生活課町民係

☎26-19120

### 福島県弁護士会からお知らせ

福島県弁護士会では、次の被災者支援活動を行っています。

●震災・原発無料電話相談(相談は無料ですが、通話料はかかります)

■受付時間

平日午後2時～午後4時

☎024-1534-11211

☎024-1925-16511

☎0242-127-12522

☎0246-125-10455

●震災・原発無料面談相談(予約制)

■実施場所 福島、二本松、郡山、白河、会津若松、いわき、相馬の7か所

■予約方法 平日午前10時～午後4時までに、次の電話でご予約してください。相談場所、相談曜日、時間などは予約の際にお問い合わせください。

■予約電話番号  
☎0120-1700-1791

●原子力発電所事故被害者救済支援センター

■支援内容 原発事故の被害者救済を支援するため、弁護士を紹介いたします。センターが紹介した担当弁護士にお客様からご連絡していただきます。ご予約のうえ、担当弁護

士の事務所にて相談あるいは依頼となります。(相談は3回まで無料)

■受付窓口 平日午前10時～午後3時までお電話ください。

☎024-1533-17770

●インターネットや携帯電話での情報提供

■ホームページアドレス

<http://business3.plata.or.jp/>

fbal

■携帯ホームページアドレス

<http://business3.plata.or.jp/fba/k/>

### 定例行政相談

町行政相談委員による定例相談を次により行います。

●日時 11月5日(土)

午前9時～正午

●場所 石川町公民館





# 公民館だより

## 第64回成人式開催のお知らせ

- 日 時 平成24年1月8日(日) 午前11時～
- 会 場 ホテル松多屋
- 対象者 平成3年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた方。



①石川町に住民登録がない方で町内の学校を卒業し、本人が成人式に参加を希望される場合は、本人又はご家族の方が、11月30日(木)までに参加申込書を各受付窓口（公民館・教育委員会・役場窓口・各自治センター）に提出してください。

申込書は、各受付窓口にあります。（申込書には、本人の氏名・生年月日・現住所等を記入してください。）申し込みをされた方には、12月上旬に案内状を送付します。

②石川町に住民登録がある方は、申し込みの必要はありません。12月上旬に案内状を送付します。

お申し込み・お問い合わせ先…石川町公民館 ☎26-2566 FAX 26-4992

## 平成23年度子育てサポーター養成研修会が終了しました

平成23年度子育てサポーター養成研修会が、7月2日～8月6日にわたり、中学生・高校生・成人27名の参加を得て終了しました。

講義では、命のはじまりから、どのように成長していくのかを学び、人は一人では生きられないこと、家族、両親に感謝し、大事に育てられて成長したことがとても大切なことなど「命の大切さ」について学び、さらに「絵本で子育てを楽しく」「子どもの発達と成長」などの講義や第一保育所での3回の実習を体験しました。研修生は、「親になったときには、たくさん話しかけ、たくさんの愛情をあげたい」「自分も大切に育てられたということがわかった」などという感想がありました。

暑い中、集中して6回の研修を修了した研修生は、ひと回り大きく輝いていました。



## 教えてください“あなたの一冊”

### 図書紹介



### 橋のない川 住井 すゑ (著) 新潮社



推薦者：小平 ミイさん

奈良地方の貧しい農村が舞台のこの小説は、非人間的扱いをされる「部落民」という差別にけな気に立ち向かっていく人々を描いた物語です。明治から大正への歴史的、社会的背景もあり、読み継がれる一冊にしたいと思いました。

推薦者：松岡不二子さん

今まで読んだ中で一番印象に残っている本は「橋のない川」です。部落民といういわれなき偏見の差別に耐え必死に生きる孝二、誠太郎、母のふで、祖母のぬい、畑中一家の姿に強い感動を覚えました。こういう差別は、人間として決してあってはいけないものだと思います。



# 国保だより

## ★ジェネリック医薬品 (後発医薬品)をご存じですか?★

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に販売される新薬と同じ有効成分、同じ効能・効果を持つ医薬品のことです。

ジェネリック医薬品と新薬は、まったく同じ薬ではないため、形・色・味が異なる場合がありますが、品質・有効性・安全性は厚生労働省が承認しています。

新薬開発には10数年以上もの年月と数百億円以上もの開発費用がかかるといわれています。しかし、ジェネリック医薬品は3年~5年で開発・製造することができ開発費用も少ないため価格が安く設定されています。

そのため、ジェネリック医薬品の利用が進めば、窓口で支払う自己負担が軽減されるだけでなく、年々増え続ける国民医療費の節減につながると期待されています。

### ●ジェネリック医薬品に関する留意点

- 1つの先発医薬品に対し、たくさんのジェネリック医薬品が販売されています。
- 変更を希望する先発医薬品に対し、ジェネリック医薬品が製造されていないこともあります。
- 薬局に希望するジェネリック医薬品の取り扱いや在庫がない場合もあります。
- 病気や体質によっては、先発医薬品からジェネリック医薬品に変更できないこともあります。
- ジェネリック医薬品に代えても、窓口で支払う自己負担が変わらないこともあります。



### ●かかりつけ医にご相談ください。

ジェネリック医薬品の処方希望される時は、まずはかかりつけの医師・薬剤師にご相談ください。

ジェネリック医薬品を使うためには、医師に「この薬と同じ効果のジェネリック医薬品があれば、そちらを処方してください」と求めることが必要です。

そのためには、かかりつけ医やかかりつけ薬局を持ち、治療法や薬の情報提供を受けたり、相談をできるような関係を築いておくことが大切です。

◆お問い合わせ先 町民生活課 国保年金係 ☎ 26-9125

## 11月は「児童虐待防止推進月間」です。 ~地域で守る子ども人権を~

子どもの健やかな成長はみんなの願いですが、児童虐待という、あってはならない事件が後を絶ちません。温かく守り育てる親や親に代わる養育者が、子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に深刻な悪影響を及ぼす虐待は、子どもの人権侵害です。

親が「しつけ」だと思っても、その行為が子どもの心身を傷つけるものであれば虐待です。「しつけ」と「虐待」の違いは、親の言い分ではなく、子どもがどのように感じ、受け止めているかによって判断されるものです。子どもは思いどおりにならないものです。育児についての不安や悩みは誰もが抱えています。一人で悩みを抱えないで、周囲の人や相談機関に助けを求めることが大切です。気軽に相談してください。



### ●ご相談先

保健センター Tel26-8416  
児童相談所全国共通ダイヤル  
Tel0570-064-000



### 子育て講演会のお知らせ

12月17日(土曜日)  
午後1時20分~3時 ホテル松多屋  
講師 元警視庁警察官 幸島 美智子氏

平成23年度子ども遊び教室(子育てサロン)は  
11月から中谷自治センター体育館で実施します。

### ●お問い合わせ先

石川町保健センター ☎26-8416

# TOWN EVENT CALENDAR

石川町 11～12月の主な予定

## 今月の納期

- 11月25日(金)までに納めましょう  
固定資産税(第3期)  
国民健康保険税(第5期)  
介護保険料(第5期)
- 11月30日(水)までに納めましょう  
後期高齢者医療保険料(第4期)

### 11月 ● November

|      |                         |                                     |
|------|-------------------------|-------------------------------------|
| 15 火 |                         |                                     |
| 16 水 |                         |                                     |
| 17 木 |                         |                                     |
| 18 金 |                         |                                     |
| 19 土 |                         |                                     |
| 20 日 | 福島県議会議員一般選挙投票日<br>在宅当番医 | 各投票所<br>ひらた中央病院<br>(平田村)<br>白河市～福島市 |
| 21 月 |                         |                                     |
| 22 火 |                         |                                     |
| 23 水 | 八槻市<br>在宅当番医            | 味原医院<br>(玉川村)                       |
| 24 木 | 3歳3か月児健診(13:00～)        | 保健センター                              |
| 25 金 | 心配ごと相談(10:00～15:00)     | 老人福祉センター                            |
| 26 土 |                         |                                     |
| 27 日 | 在宅当番医                   | 石川中央医院                              |
| 28 月 |                         |                                     |
| 29 火 |                         |                                     |
| 30 水 | 1歳児教室(9:30～)            | 保健センター                              |

### 12月 ● December

|      |                                     |                                |
|------|-------------------------------------|--------------------------------|
| 1 木  | 1歳6か月児健診(13:00～)                    | 保健センター                         |
| 2 金  |                                     |                                |
| 3 土  |                                     |                                |
| 4 日  | 在宅当番医                               | 添田医院                           |
| 5 月  |                                     |                                |
| 6 火  | 特設人権相談所開設(13:30～)                   | 石川町公民館                         |
| 7 水  |                                     |                                |
| 8 木  | 3～4か月児健診(13:00～)<br>BCG予防接種(13:00～) | 保健センター<br>保健センター               |
| 9 金  | 心配ごと相談(10:00～15:00)                 | 老人福祉センター                       |
| 10 土 |                                     |                                |
| 11 日 | 水郡線全線開通77周年記念まつり<br>在宅当番医           | JR 磐城石川駅<br>ふるどのクリニック<br>(古殿町) |
| 12 月 |                                     |                                |
| 13 火 |                                     |                                |
| 14 水 | 2歳児教室(9:30～)                        | 保健センター                         |



(平成23年9月1日～9月30日まで届出分 敬称略)

#### Hello baby



| 氏名             | 保護者 | 住所 |
|----------------|-----|----|
| 石井 斗真 (三千男・信子) | 塩 沢 |    |
| 塩澤 美咲 (芳文・景子)  | 沢 井 |    |
| 矢内 一知 (一久・怜美)  | 南山形 |    |
| 角田 紬 (学・香)     | 双 里 |    |
| 銭高 泰志 (相樹・圭子)  | 双 里 |    |
| 白髭 侑真 (竹史・政子)  | 母 畑 |    |
| 阿久津輝心 (徹・美穂)   | 中 野 |    |
| 遠藤 稔拓 (一夫・恵味)  | 板 橋 |    |
| 滝川 彩友 (健一・奈美江) | 双 里 |    |
| 本田 楓也 (郁也・優)   | 中 野 |    |

#### Couple



| 新 郎                     | 新 婦 (出身地) |
|-------------------------|-----------|
| 橋本 武史 (双 里)・川嶋 直美 (双 里) |           |
| 有松 達哉 (和 久)・小島 明恵 (埴 町) |           |
| 小林 勝利 (塩 沢)・遠藤 睦美 (塩 沢) |           |



#### Condolence



| 氏 名       | 住 所 |
|-----------|-----|
| 圓 谷 フ ミ   | 草倉田 |
| 小 木 敬 五   | 板 橋 |
| 円 谷 大 助   | 中 野 |
| 根 本 宥 助   | 沢 井 |
| 福 田 美津子   | 母 畑 |
| 中 田 務     | 北 町 |
| 小 林 武 男   | 塩ノ平 |
| 小 木 キクイ   | 板 橋 |
| 瀬 谷 直次右工門 | 谷 沢 |
| 大 木 春 二   | 母 畑 |
| 橋 本 ス イ   | 松木下 |
| 酒 井 良 友   | 山 形 |
| 小 針 重 勝   | 大 室 |
| 関 根 金太郎   | 塩ノ平 |



# 小さな美術館

第295回  
中谷第二  
小学校

### 【施設紹介】

ステンドグラスが特徴の体育館、広い校庭、ぬくもりとあたたかさを感じる木造校舎。豊かな自然とすばらしい施設のもと、26名の児童は「すなおな子ども」「進んで学ぶ子ども」「じょうぶな子ども」を目指し、明るい笑顔で元気に頑張っています。全員が兄弟姉妹のように仲のよいところが自慢です。

### 「魔女の宅急便」



ふかや しん たるう  
深谷 慎太郎さん (5年)

ぼくは、魔女のキキが飛び立つところをかきました。キキの服をとても工夫しました。春になり、お仕事をがんばっているように、楽しく仕上がりました。

### 「やまんばあさん海へいく」を読んで



せ や もも か  
瀬谷 百加さん (4年)

私は、「やまんばあさん海へ行く」という本を読んで、この感想画を描きました。やまんばあさんは、296才なのに山一番の力持ちでおいしいぼうずです。そこで私は、やまんばあさんが「海のさちのフルコース」を食べているところを絵に描きました。



### 「うちのねこ」

たきかわ そう し  
瀧川 壮司さん (2年)

うちのねこと楽しくあそんでいる絵をかきました。ねこを大きくいろいろな色をまぜて本ものようにしました。

## 編集後記

禁煙を始めてからようやく1年が経過しました。ときどきまたやめることもあります。なんとか復活しないで続けています。しかし、禁煙の効果なのか大幅に体重が増えてしまい、最近はおウーキングしています。山橋地区ではフットパスが完成しました。車で走ると気付かない花や木、秋に香るキンモクセイの香りなど、歩くことで気付く世界があることを知りました。震災以降忙しい日々が続いているような気がします。立ち止まることなくがむしやりに進む勢いも大切ですが、時には立ち止まり周りを見渡し、普段見過ごしていることに目を向け、新たなことに気付くことも大切なような気がします。(矢内 清春)

### 町民憲章

1. 自然と文化を愛し 豊かな町をつくりましょう
1. 親切と勤労をむねとし 住みよい町をつくりましょう
1. 歴史と未来をみつめ 誇りある町をつくりましょう

## みんなで防犯 子ども防犯呼びかけ隊

●今月の隊長 (広報無線の声)  
中谷第二小学校 6年 吉田つばささん



- Q. 毎日の通学などで防犯に気をつけていることは？
- A. 知らない人の車には乗らず「いかのおすし」を守り下校しています。
- Q. 将来の夢を聞かせてください。
- A. 私の将来の夢は、ファッションデザイナーです。みんなに気に入られる服を作りしんさいで落ちこんでいる人の心を少しでもいやせるといいなと思っています。

## 表紙の写真

第一保育所に通う吉田 真凧 (まな) ちゃん、祖父の征治さん、祖母の和子さんです。



### 町の人口

●10月1日現在住民基本台帳●

|                |
|----------------|
| 17,377人 (△15)  |
| 男 8,487人 (△12) |
| 女 8,890人 (△3)  |
| 世帯数 5,703戸 (1) |

( ) 内前月比